

指定（介護予防）訪問リハビリテーション重要事項説明書

1. サービスを提供する事業者

事業者名	津軽保健生活協同組合
代表者	理事長 伊藤 真弘
所在地	青森県弘前市大字野田二丁目2番地1
電話番号・FAX番号等	電話 0172-33-7515 FAX 0172-36-3231 https://www.tsugaru-health.coop
設立年月日	1952（昭和27）年9月4日

2. サービスを提供する事業所

事業所名	津軽保健生活協同組合 健生クリニック
介護保険指定事業所番号	0210215687
所在地	青森県弘前市大字扇町二丁目2番地12
電話番号	0172-55-7707
FAX番号	0172-55-7786
管理者	飯田 寿徳
サービスを提供する地域	弘前市、平川市、板柳町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、黒石市 （上記以外にお住まいの方でも、ご希望の方はご相談下さい）
営業日・休業日	月曜日～土曜日 但し、国民の祝日、5月1日、8月1日、8月13～14日、12月30日～1月3日は休業します。
営業時間	9時00分～16時30分

3. 当事業所の運営方針

利用者様が可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営めるようリハビリテーション等の活動を通して、心身機能の維持回復から生きがいのある生活を送れるようお手伝いします。また、サービスの提供にあたり懇切丁寧を旨とし、利用者様又はそのご家族に対してリハビリテーションの観点から生活上必要とされる事項について納得が得られるよう説明を行います。

4. 職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務別	合計	業務内容
管理者	医師	1		兼任	1	管理業務・医師業務
医師	医師	1		兼任	1	
リハビリ テーション	理学療法士	3		専任/兼務	0/3	リハビリテーション 全般
	作業療法士	4		専任/兼務	2/2	
	言語聴覚士	2		兼務	2	
事務		1		兼務	1	請求及び会計業務
合計		12			12	

5. 提供するサービスの内容と利用料金

(1) サービス内容

- ① (介護予防) 訪問リハビリテーション計画の作成
- ② リハビリテーション

利用者様の能力に応じて、食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。また、専門職による、心身機能の回復や、日常生活での自立を図る運動療法を行います。

(2) (介護予防) 訪問リハビリテーション従業者の禁止行為

- ① 医療行為
- ② 利用者様又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者様又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体抑制その他の利用者様の行動を制限する行為
(利用者様又は第三者等の生命や身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ 利用者様又はご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動その他の迷惑行為

(3) 利用料金

- ① 利用料は介護保険法に基づき請求致します。

※詳細は別紙参照

- ② 料金の支払方法

利用料利用者負担額(介護保険を適応する場合)及びその他の費用の額は、利用月ごとにご請求いたします。下記のいずれかの方法によりお支払いください。

- ア 利用者指定口座からの自動振替
- イ 事業所指定口座への振込
- ウ 現金払い

- ③ 利用料利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払いの督促後においても支払いが確認できない場合は、サービス提供契約を解除したうえで、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

担当の介護支援専門員または地域包括支援センターに利用希望の旨をご相談下さい。

- (2) 居宅介護支援事業所が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者様及びご家族の意向を踏まえて、「(介護予防) 訪問リハビリテーション計画」を作成します。

- (3) 「(介護予防) 訪問リハビリテーション計画」に基づくサービス提供を行います。

(4) サービスの終了

- ・利用者の都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し込み下さい。
- ・やむを得ない事由等当事業所の都合により、サービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は終了1ヶ月前までにお知らせ致します。また、ご希望により他の事業者等を紹介致します。

(5) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス提供を終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者様の要介護認定区分が非該当と認定された場合
- ・利用者様が亡くなられた場合

7. サービス内容に関する苦情窓口及び申し立て手順

(1) 当事業所のご利用者相談・苦情窓口

責任者 飯田 寿徳

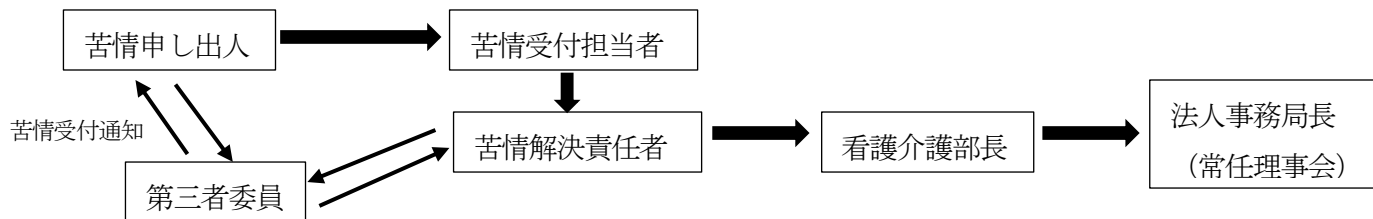
担当者 對馬 結衣

電話 0172-55-7707 FAX 0172-55-7786

受付日 年中（ただし、事業所の休業日を除く）

8時30分～16時40分（但し土曜日は8時30分～13時00分まで）

(2) 苦情対応体制フロー



※第三者委員連絡窓口 津軽保健生協本部（総務部）0172-33-7515

(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村または青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・弘前市役所介護福祉課 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1

電話 0172-35-1111 FAX 0172-38-3101

- ・青森市役所健康福祉部高齢介護保険課 〒030-8555 青森市中央一丁目22番5号

電話 017-734-5362 FAX 017-734-5355

- ・青森市浪岡事務所健康福祉課 〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101番地1

電話 0172-62-1134 FAX 0172-62-0023

- ・黒石市役所高齢介護課 〒036-0396 黒石市大字市ノ町11番地1号

電話 0172-52-2111 FAX 0172-52-6191

- ・平川市役所福祉課介護保険係 〒036-0104 平川市柏木町藤山25番地6

電話 0172-44-1111 FAX 0172-44-8619

- ・藤崎町役場福祉課 〒038-3803 藤崎町西豊田1丁目1番地

電話 0172-75-3111 FAX 0172-75-2515

- ・板柳町健康福祉課 〒038-3692 板柳町大字板柳字土井239-3

電話 0172-73-2111 FAX 0172-73-2120

- ・大鰯町役場 〒038-0292 大鰯町大字羽黒館5-3 電話 0172-48-2111 FAX 0172-47-6742

- ・田舎館村厚生課 〒038-1113 田舎館村大字田舎館字中辻123番地1

電話 0172-58-2111 FAX 0172-58-4751

- ・西目屋村住民課福祉係 〒036-1492 中津軽郡西目屋村大字田代字稲元144

電話 0172-85-2804 FAX 0172-85-3040

- ・青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会） 〒030-0801 青森市新町2丁目4番地1号

電話 017-723-1336（代表） FAX 017-723-1088

8. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を配置しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための規程を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報致します。

9. 緊急時および事故発生時の対応

サービス提供中に病状の急変あるいは事故の発生等があった場合は、利用者の主治の医師、救急隊、ご家族、介護支援専門員、市町村等へ連絡します。また、事故の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。なお、利用者様に対し賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償いたします。(当事業所は三井住友海上火災保険株式会社と保険契約を結んでおります。)

10. 秘密保持、個人情報利用等

- (1) 従業者は正当な理由がある場合を除いてその業務上知り得た利用者またはそのご家族の秘密については固く守り保持します。また、従業者でなくなった後においても、利用者またはご家族の秘密を漏らすことのないよう、雇用時契約を結んでいます。
- (2) 利用者またはご家族の個人情報の利用については最小限の範囲で行い、利用者またはご家族から、どの事業所に個人情報を提供したか照会があった場合は遅滞なく報告します。
 - ① 使用目的
 - ・介護支援専門員と介護事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の健康状態、ご家族の状況などを把握のために必要な場合。
 - ・上記の他、介護支援専門員又は連携するサービス担当者との連絡調整のために必要な場合。
 - ・利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。
 - ② 個人情報を提供する事業者
 - ・居宅介護支援事業者、居宅サービス計画書に記載されている介護サービス事業者
 - ・病院または診療所（体調を崩したまたはケガ等で診療することとなった場合）
 - ・市町村、警察、包括支援センターなど介護保険法及びその他の法令により必要となった場合、実習生研究、調査（公的機関）、ボランティア等

11. 衛生管理等

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定サービス事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の対策を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底します。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための規程を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

12. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画 BCP)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. その他

- (1) 次の様な場合は速やかにご連絡下さい。
 - ・病院に入院又は施設等に入所された場合
 - ・お亡くなりになった場合
- (2) サービス提供に係る記録は初回サービス提供開始より 5 年間保管し、法人の情報開示規程に基づき、利用者の求めにより、提供記録を開示します。
- (3) 業務上必要かつ相当な範囲を超えて、職員への暴言、暴力、ハラスメント等により当該介護サービスを適切に提供できない状況になった場合は、サービスの中断や契約を解除する場合があります。
- (4) この重要事項説明書の内容に変更があった場合は、すみやかにその内容を利用者に文書で通知するとともに、あらためて同意確認を行います。

同意書

年 月 日

当事業所は重要事項説明書に基づいて、(介護予防)訪問リハビリテーション重要事項について説明しました。

事業者名 津軽保健生活協同組合
住 所 青森県弘前市大字野田2丁目2番地1
代表者名 理事長 伊藤 真弘

事業所名 津軽保健生活協同組合 健生クリニック
住 所 青森県弘前市大字扇町二丁目2番地12

説明者 _____

わたしは、重要事項説明書に基づいて(介護予防)訪問リハビリテーションの内容・個人情報利用及び重要事項の説明を受けました。また、サービス担当者会議等で個人情報をを用いることに同意します。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印
※自署の場合押印不要

家族住所 _____

家族氏名 _____ 印
※自署の場合押印不要
(利用者との続柄)

代理人住所 _____

代理人氏名 _____ 印
※自署の場合押印不要
(利用者との続柄)

別紙 健生クリニック（介護予防）訪問リハビリテーション料金表

▼訪問リハビリテーション

		介護保険適用時の一月あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
基本報酬	1回（20分）	308円	616円	924円
	2回（40分）	616円	1,232円	1,848円
	3回（60分）	924円	1,848円	2,772円
短期集中リハビリテーション 実施加算		200円/日	400円/日	600円/日
移行支援加算		17円/日	34円/日	51円/日
サービス提供体制強化加算（I）		6円/回	12円/回	18円/回
訪問リハ計画診療未実施減算 ※1		-50円/回	-100円/回	-150円/回
退院時共同指導加算 ※2		600円	1,200円	1,800円

▼介護予防訪問リハビリテーション

		介護保険適用時の一月あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
基本報酬	1回（20分）	298円	596円	894円
	2回（40分）	596円	1,192円	1,788円
	3回（60分）	894円	1,788円	2,682円
短期集中リハビリテーション 実施加算		200円/日	400円/日	600円/日
サービス提供体制強化加算（I）		6円/回	12円/回	18円/回
訪問リハ計画診療未実施減算 ※1		-50円/回	-100円/回	-150円/回
利用開始月より12か月以上 経過時の減算		-30円/回	-60円/回	-90円/回
退院時共同指導加算 ※2		600円	1,200円	1,800円

※1 入院中リハビリテーションを受けていた利用者の退院後1か月以内に限り減算は適応しない。

※2 当該者に対する初回リハビリテーションを行った場合に、当該退院1回に限り算定。